

「(仮称) 紀の川風力発電事業」環境影響評価方法書に係る
環境の保全の見地からの和歌山県環境影響評価審査会意見

1 基本的・全般的事項

(1) 環境影響評価に取り組む姿勢と自覚

本事業は、定格出力約 4500kW、全高約 150m、ローター直径約 130m、ハブ高さ約 85m と、国内ではほとんど運用実績がない大型の風力発電設備を、相当な基数設置する大規模な事業である(28基)。一方、本事業により環境影響のおそれが懸念される対象は、自然豊かで静寂な山間地とこの自然環境に調和した人々の生活である。

対象事業実施区域及びその周辺で生活する人々にとって、本事業が、非常に異質な存在と捉えられていることは、住民意見の多大な量及び具体的な内容から見ても明らかである。

環境影響評価という仕組みは、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響を総合的に評価するものであり、評価に基づき保全について適正な配慮がなされ、対象事業実施区域及びその周辺の現在及び将来の人々の健康で文化的な生活の確保に資することを目的としている。事業を行おうとする者は、環境影響評価に取り組む姿勢と自覚が求められることは明らかである。

大型の風力発電設備を中山間地の尾根沿いに設置する事業については、国内での運用実績がないので、第一に、風力発電設備設置に係る資材搬入に必要な道路の拡幅整備等の前段工事と風力発電設備設置の本体工事の工事規模、第二に、風力発電設備の稼働、という事業の基本的な重要内容について、環境影響は未知である。この環境影響を、調査、予測及び評価することは容易ではないと考えられる。このため、本事業に係る環境影響評価の実施に当たっては、制度に規定された手続を機械的に履行する、あるいは、これまでの同種の事業の環境影響評価の内容を踏襲し、一定の基準を満たせばよいという姿勢ではなく、事業の規模・内容や地域の実情に応じ手法を工夫する等、柔軟に対応するとともに、地域の当該事業に対する不安の声等、様々な意見に真摯に答えていくという姿勢で調査、予測及び評価に取り組むこと。

(2) 具体的な事業計画に基づく環境影響評価の実施

方法書では、暫定的な風力発電設備の配置計画等が示されているが、使用を予定している風力発電設備の具体的な諸元や資材搬入路を含む具体的な工事の内容等、事業計画全般については、確定的なものが示されておらず、このままこの方法書に基づき、調査、予測及び評価を実施した場合、自然環境や生活環境の保全が適切に行われるのか非常に懸念される。

このため、環境影響評価手続を進めるには、先ず、事業計画の具体的な内容を明示することが必要である。

具体的な事業計画を策定、明示した上で、環境影響評価項目の選定並びに当該項目に関する調査、予測及び評価の手法を見直すこと。その上で重大な環境影響を回避又は十分に低減できる根拠を明らかにすること。

(3) 事業計画等の見直し

本事業の実施による重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の規模、配置等の再検討を中心に、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画全体の見直しを行うこと。

(4) 累積的な影響

本事業の近隣で当該事業者が別に計画している風力発電所との累積的な環境影響について、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(6) 関係機関等との連携及び住民への説明

本事業の今後の検討に当たっては、関係する地方公共団体の意見を十分踏まえ、環境影響評価手続を進めること。また、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2 個別的事項

(1) 騒音等に係る環境影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が立地する集落が存在している。集落の中には複数の風力発電設備の設置予定範囲に近接する場合があることから、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、静寂な山間地での自然環境と調和した人々の日常生活、住居への影響について、十分に配慮して適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を、日常生活の場、住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が立地する集落が存在しており、集落によっては複数の風力発電設備の設置予定範囲に近接する場合があることから、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に万全を期することが求められる。したがって、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、日常生活の場、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を日常生活の場、住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、クマタカやオオタカの生息が確認されているほか、サシバやハチクマ等の主要な渡りの経路となっている可能性があることから、本事業の実施により風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

方法書では、風力発電設備の設置及び管理用道路の新増設に関する工事計画は明らかにさ

れていないが、対象事業実施区域の状況から見て、非常に多くの土地の改変が行われることが予想され、植物及び生態系の消失等の影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、必要に応じ風力発電設備の基数の削減や、対象事業実施区域の縮小等を行い、土地の改変を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に対する影響

ア 対象事業実施区域の周辺には、生石高原県立自然公園内に位置する「生石高原」等の眺望点が位置しており、本事業の実施によりこれら眺望点及び眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、主要な眺望点からの眺望景観の著しい妨げとなる風力発電設備の設置及び山稜線を分断する等、眺望の対象に著しい支障を及ぼす風力発電設備の配置を回避すること。

イ 周辺の眺望点等から風力発電設備を見下ろすことになる場合は、土地の改変による景観への重大な影響も懸念されるため、風力発電設備の存在だけでなく、土地の改変による影響も十分に勘案して、調査、予測及び評価を行うこと。

ウ 調査期間については、周辺の自然景観の四季の変化を十分に勘案すること。

(6) その他

ア 環境影響評価の図書は、専門的な内容が多く膨大な量となることから、準備書の作成に当たっては、可能な限り住民等地域社会にわかりやすい内容となるよう配慮すること。

イ 基本的・全般的事項で述べたように事業計画に不確定な部分が多い中、各委員は方法書審査の趣旨を尊重し、各自それぞれ事業計画を想定し、指摘や意見を述べたところである。事業者はこのことを十分鑑み、実際の調査等の前に、より具体的な事業計画を策定し、当該計画に基づき各事項の専門家等の意見を聞いた上で調査、予測及び調査を行うこと。

ウ 準備書のインターネットでの公表に当たっては、広く環境保全の見地からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、環境影響評価法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくなど、利便性の向上及び住民等との相互理解の促進に努めること。